事業者は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）（以下「第二次追加項目」という。）として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一　第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合　送配電非関連固定費

二　第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合　送配電非関連可変費

三　第十条から前条までの規定により整理された需要家費の合計額の第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合　需要家費

利息、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益として第三条又は第五条の規定により算定された額、総電気事業報酬額から電気事業報酬の額を控除した額並びに託送料金算定規則第六条第二項又は旧託送料金算定規則第六条第二項の規定により算定された追加事業報酬の額（特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）がいる場合にあっては、零とする。以下同じ。）の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

2　事業者は、前項の規定により送配電非関連費に整理された第二次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一　第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連固定費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合　送配電非関連固定費

二　第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合　送配電非関連可変費

三　第十条から前条までの規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額の第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合　非ネットワーク需要家費

2　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　［略］	［略］	［略］	
二　［略］	［略］	［略］	
三　前項第三号の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの需要家費の合計額	第十条から前条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	追加需要家費	

第十五条　事業者は、送配電非関連費のうちの総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費として、第十一条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加需要家費の合計額を、非特定需要及び特定需要ごとに整理しなければならない。

第十六条　事業者は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、特定需要について、様式第七により送配電非関連費及び送配電関連費等計算表を作成しなければならない。

一　第十条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費並びに前条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費の合計額　送配電非関連費

3　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　［略］	［略］	［略］	
二　［略］	［略］	［略］	
三　前項第三号の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの非ネットワーク需要家費の合計額	第十条から前条まで規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの非ネットワーク需要家費の当該非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合	追加非ネットワーク需要家費	

第十八条　事業者は、送配電非関連費のうちの総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費として、第十一条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加非ネットワーク需要家費の合計額を、非特定需要及び特定需要ごとに整理しなければならない。

第十九条　事業者は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、特定需要について、様式第七により送配電非関連費及び送配電関連費計算表を作成しなければならない。

一　第十条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要家費並びに前条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費　送配電非関連費